

中央環境審議会 自然環境部会  
鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会  
ヒアリング用資料

平成 28 年 2 月 26 日  
一般社団法人大日本猟友会  
会長 佐々木 洋平

「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」の改定に関する意見は、次のとおりです。

I. 猎猟及び狩猟者の役割の明確な位置づけについて

野生鳥獣の管理に果たす猟猟及び狩猟者の役割は大きく、現在は猟猟及び狩猟者が科学的な個体数管理に一層貢献していくことが求められている。

その中で、持続的で秩序ある猟猟（登録猟猟）は、まさに野生鳥獣の保護管理の原点であり、本来野生鳥獣の個体数調整は、都道府県が猟猟期間中の猟猟により実施を図るべきものである。一方、有害鳥獣捕獲（許可捕獲）は、猟猟による適正な個体数への誘導が達成できず、また農業被害等が収束しない場合に限り、市町村が猟猟期間以外において緊急避難的に実施することが基本である。

新たに制度化された指定管理鳥獣捕獲等事業（以下、「指定管理事業」）は、まさに個体数調整のための猟猟であり、原則猟猟期に実施すべきものである。

このため、一般の猟猟及び指定管理事業と有害鳥獣捕獲事業とは、実施時期及び実施場所等のすみ分けによる明確な区別を行い、都道府県のイニシアティブのもと、両者を効果的に実施していくことの必要性について明記することが必要である。

II. 野生鳥獣生息状況のモニタリングについて

科学的、計画的な野生鳥獣管理を行うためには、モニタリングが重要であり、より正確で効率的な生息数等の調査システムの確立が重要である。

現在の個体数調査手法は全国的に統一されていず、また、特にニホンジカ、イノシシによる自然環境や農林業への影響の把握や予測等の手法は確立されていず、科学的根拠に基づいた個体数管理を行っていくためには不十分である。

\*現在行っている調査：①猟猟や有害捕獲で捕獲した頭数、②目視によるカウント、  
③調査員を配置した調査、④糞調査、⑤ヘリコプター調査

さらに、都道府県がモニタリングに基づき策定する個体数調整の実施計画と、市町

情の爲め、眞理在於活動力強さの爲め、國民大衆支援力不可欠である。  
だが、眞理保護管理員制度の運営による法律遵守の義務化を目的としたもの、財政事  
務省が、適正な安全管理のための制度及び体制の整備が必要である。  
この点で、「適正安全管理基準（仮称）」各名都道府県の監視、具体的な指導業務に当  
ては、安全管理の推進に努め、免許制度の充実化を図ることに十分である。  
また安全管理の推進に努め、免許制度の充実化を図ることに十分である。  
規定管理事務の実施方法を改めた旨、適正な安全管理の推進力の充  
実化に努める。

#### IV. 安全管理推進のための体制の整備に関する

連盟、世界自然保護基金（W.C.F.）、日本環境研究所、知本財团、等々）  
・民間団体（大日本漁友会、自然環境研究会、日本野鳥の会、日本鳥類保護  
・国際行政機関（東京農工大、岐阜大、農業学園大、森林科学大等）  
・国際行政機関（環境省、農水省、農業省、経産省、厚生省、防衛省等）  
(参考)国際行政機関・団体(例)

（仮称）」を設立・運営し、その中心的な役割を担うと共に運営する。  
そこ、環境省が中心となる、官・学・民一体となる「野生生物管理協議会  
審議会等を行ふ、連携協力が当たるに必要である。  
この点で、その推進に努め、国際機関・国体力一体となる情報共有化、連  
絡の拡充が特に重要な役割を有する。

利活用、既存の適正化等の総合的対策が必要である。多くの専門機関、大学  
等が国際機関や民間団体を重ねた役割を有する。

狩猟会等が管理の権限を持つ、個体数調整、被害対策、相手対策、食肉の流通・  
III. 我が国の野生生物管理の国際化による連携協力体制の構築に関する

#### 手法の開発を行ってみる。

\*大日本漁友会（大日本漁業者（大日本漁業者））を用いた個体数を正確に測定する  
ための手法の確立、普及化等の具体的な取り組みが適當である。  
この点で、野生鳥類の生態状況等の調査を効率的、効果的に行なうための調査手法の確立の  
ために、これを用いての捕獲実績に基づき、基礎的データを収集する上に問題となる、大まかな検討が必要である。